

1. 税金・各種料金の払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」の取扱い

- (1) 税金・各種料金の払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」（以下「料金等払込み」といいます）とは、契約者（以下「ご契約先」といいます）からのパーソナルコンピュータ等の機器（以下「機器等」といいます）を用いた依頼に基づき、当金庫所定の収納機関（以下「収納機関」といいます）に対して税金・手数料・各種料金等（以下「料金等」といいます）の払込みを行うため、払込資金を支払指定口座から引落す（当座貸越により引落す場合を含みます。以下、同様です）ことにより、料金等の払込みを行う取扱いをいいます。料金等払込みの取扱いは、みとしんビジネスダイレクトに含まれるものとします。
- (2) 料金等払込みは、本利用規定により取扱います。本利用規定に定めない事項および用語の定義については、みとしんビジネスダイレクト利用規定、各種預金規定、振込規定、各種カード規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書の各約定・規定により取扱います。
- (3) 料金等払込みの利用資格者は、「みとしんビジネスダイレクト利用規定」の前記3（利用資格者）と同様とします。ご契約先は、本利用規定の内容を理解したうえで、自らの判断と責任において料金等払込みを利用するものとします。

2. 本人確認

料金等払込みサービス利用時は、以下に定める方法により、ご契約先本人の認証を行うものとします。

- (1) 料金等払込みを利用するにあたっては、利用者ID・利用者暗証番号・利用者確認暗証番号・利用者ワンタイムパスワード等を機器等よりご契約先の利用者自身が当金庫あて発信してください。当金庫が認識した利用者ID・利用者暗証番号・利用者確認暗証番号・利用者ワンタイムパスワード等が、当金庫に登録されている各内容と一致した場合、当金庫はご契約先の利用とみなします。
- (2) 当金庫が前項（1）の方法にしたがって本人確認をして取引を実施したときは、利用者ID・利用者暗証番号・利用者確認暗証番号・利用者ワンタイムパスワード等につき不正使用その他事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

3. 料金等払込みの取引

- (1) 料金等払込みの依頼を行う際には、当金庫が定める方法および操作手順にしたがってください。
- (2) ご契約先の機器等において、収納機関から通知された収納機関番号・お客様番号（納付番号）・確認番号その他当金庫所定の事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当金庫に依頼してください。ただし、ご契約先が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込みを選択した場合はこの限りではなく、当該納付情報または請求情報がインターネット等に引継がれます。
- (3) 前項（2）の照会または引継ぎの結果として、ご契約先の機器等の画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、ご契約先の支払指定口座の口座番号・各種暗証番号その他当金庫所定の事項を正確に入力してください。
- (4) 当金庫で受信したご契約先の口座番号・各種暗証番号等と当金庫に登録している内容との一致を確認した場合は、ご契約先からの依頼と認め、ご契約先の機器等の画面に申込みしようとする内容が表示されます。

- (5) ご契約先は、前項(4)に基づき返信された内容を確認し、依頼内容が正しい場合には、確認暗証番号・ワンタイムパスワード等を入力の上当金庫所定の方法で料金等払込みの申込みを行ってください。申込みを取消す場合は、所定の手続きにしたがって当該依頼内容を取消してください。

4. 料金等払込みの契約の成立

- (1) 前記3(料金等払込みの取引)－(5)の確認暗証番号・ワンタイムパスワード等が当金庫に到達し、かつ当金庫が受信した確認暗証番号・ワンタイムパスワード等と当金庫に登録されている確認暗証番号・ワンタイムパスワード等とが一致した場合には、当金庫はご契約先からの料金等払込みの依頼とみなし取引を行います。
- (2) 料金等払込みにかかる契約は、当金庫がコンピュータシステムにより申込内容を確認して払込資金を支払指定口座から引落したときに成立するものとします。ただし、後記5(契約の不成立)の各号の事由に該当する場合は、料金等払込みにかかる契約は成立しなかったものとして取扱うものとします。

5. 契約の不成立

以下の場合、申込み依頼に基づく契約は不成立となります。この場合、当金庫はご契約先に対して特に通知しませんので、後記6(取引内容の確認)の定めにしたがってご契約先ご自身で契約の成否を確認してください。この取扱いにより当金庫に手数料・諸費用等の損害が生じた場合には、すべてご契約先の負担とします。また、この取扱いによりご契約先に損害が生じた場合であっても、当金庫の責めに帰すべき場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。

- ①支払指定口座が解約済みのとき。
- ②申込み内容に基づく振込金額に当金庫所定の利用手数料を加えた金額(以下「払込所要金額」といいます)が、支払指定口座より払戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。以下「支払可能金額」といいます)を超えるとき。なお、契約が不成立となった後、支払指定口座への入金等により支払指定口座の支払可能金額が払込所要金額に達した場合でも、引落しは行われず、契約は不成立のままとなります。
- ③収納機関より納付情報または請求情報についての所定の確認ができないとき。
- ④ご契約先より支払指定口座への支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを取ったとき。
- ⑤差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払いを不相当と認めたとき。
- ⑥災害・事変・裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
- ⑦当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機・通信回路またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- ⑧その他、契約を不成立とすることが適当であると当金庫が判断する事由があるとき。

6. 取引内容の確認

料金等払込みの取引後は、ご契約先は料金等払込みの取引履歴照会にて、必ず取引内容を確認してください。また適宜、みとしんビジネスダイレクトにおける入出金明細照会等を行うか、通帳の記入等を行い取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高等に疑義がある場合は、直ちにその旨を当金庫まで連絡してください。なお、ご契約先と当金庫との間で疑義が生じた場合には、当金庫における電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

7. 料金等払込みの取扱時間

料金等払込みの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。

ただし、収納機関の取扱時間の変更等により、当金庫所定の時間内であっても取扱いができない場合があります。

8. 料金等払込みの取引限度額

料金等払込みの1回あたり、1日あたりの取引限度額は当金庫所定の取引限度額の範囲内で、ご契約先の管理者が利用者ごとの取引種類または支払指定口座ごとに設定した金額（諸手数料は含みません）とします。取引限度額を超えた取引依頼については、当金庫は受付ける義務を負いません。

なお、当金庫は所定の取引限度額を、その裁量によりご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

9. 払込所要金額の引落とし

当金庫は、料金等払込みにかかる払込所要金額を、支払指定口座にかかる各種規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書にかかわらず通帳・払戻請求書・キャッシュカード、または当座小切手の提示なしに、支払指定口座より引落します。

10. 領収書の発行

当金庫は、ご契約先に対し料金等払込みにかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。

11. 利用手数料等

料金等払込みにかかるサービスの利用にあたっては、当金庫所定の利用手数料を支払っていただくことがあります。

12. 料金等払込みに関する照会

収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。

13. 利用の停止・取消し等

- (1) 当金庫または収納機関が指定する項目の入力を、所定回数以上誤ったときは、料金等払込みの利用を停止することがあります。料金等払込みの利用を再開したい場合は、必要に応じて当金庫または収納機関所定の手続きを取ってください。
- (2) 料金等払込みにかかる契約が成立した後は、料金等払込みの申込みの変更・取消しはできません。
- (3) 収納機関から連絡により、料金等払込みが取消しとなる場合があります。

以上